

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百七十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年十二月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇百二十二 (略)</p> <p>百二十三 (略)</p> <p>百二十四 セミプリマブ及びその製剤</p> <p>百二十五 (略)</p> <p>百二十六〇百五十一 (略)</p> <p>百五十二 (略)</p> <p>百五十三 トレメリムマブ及びその製剤</p> <p>百五十四 (略)</p> <p>百五五〇百二 (略)</p> <p>百三 マイトマイシンC及びその製剤 (ただし、用時溶解眼科外用剤として用いられるものを除く。)</p> <p>百四〇百四十四 (略)</p>	<p>一〇百二十二 (略)</p> <p>百二十三 セツキシマブ サロタロカンナトリウム及びその製剤 (新設)</p> <p>百二十四 セルペルカチニブ及びその製剤</p> <p>百二十五〇百五十 (略)</p> <p>百五十一 トリス―(ベータクロロエチル)―アミン、その塩類及びそれらの製剤 (新設)</p> <p>百五十二 ニボルマブ及びその製剤</p> <p>百五十三〇百 (略)</p> <p>百一 マイトマイシンC及びその製剤</p> <p>百二〇百四十二 (略)</p>